

公立保育所・認定こども園・幼稚園の再編に関する基本方針（案）

令和5年●月

西条市こども健康部保育・幼稚園課

目 次

1 公立保育所・認定こども園・幼稚園（以下「公立保育所等」）再編に関連する計画	1
(1) 第2期西条市総合計画 後期基本計画（令和2年度～令和6年度）	1
(2) 第2期西条市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）	1
(3) 西条市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和38年度）	1
2 公立保育所等の現状と再編の考え方	2
(1) 利用園児数等の状況	2
(2) 施設の現状	4
(3) 課題	5
(4) 再編の基本的な考え方	5
3 公立保育所等の再編の基本方針	7
(1) 公立保育所等の担うべき役割	7
(2) 施設再編の方針	7
(3) 施設再編の実現に向けた取り組み内容	9

1 公立保育所・認定こども園・幼稚園（以下「公立保育所等」）再編に関連する計画

(1) 第2期西条市総合計画 後期基本計画（令和2年度～令和6年度）

基本目標：第1章 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり

施策：第3節 子育て環境の充実

内容：(1) 子育て支援体制の充実を図ります

(2) 第2期西条市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

基本目標1：幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の変化のなかで、多様化する子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、教育・保育環境の整備を図ります。

(3) 西条市公共施設等総合管理計画（平成29年度から令和38年度）

個別施設計画

取組方針（ポイント）

- ・建築物は縮減するものの機能やサービスの向上を図る『縮充』¹の発想で公共施設のあり方を見直す。

【参考】国の方針

◇子ども・子育て支援法（抜粋）

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

（略）

- (3) 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

◇子ども・子育て支援新制度

国は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である幼保連携型認定こども園への移行を促進している。

¹ 縮充：規模は縮小しても機能は拡充するという造語。（「実践！公共施設マネジメント(学陽書房)」より引用。）

2 公立保育所等の現状と再編の考え方

(1) 利用園児数等の状況

少子化に伴う就学前人口の減少により市内公立及び私立保育所等の利用園児数は減少傾向にあったが、就労を希望する保護者の増加並びに令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い一時増加に転じたものの、令和4年度には対前年140人の減少となっている。

そのうち、公立保育所等に限ってみると公立保育所・認定こども園では、公立幼稚園から認定こども園への移行の影響により増加した年度もあったが令和4年度には57人の減少となっている。

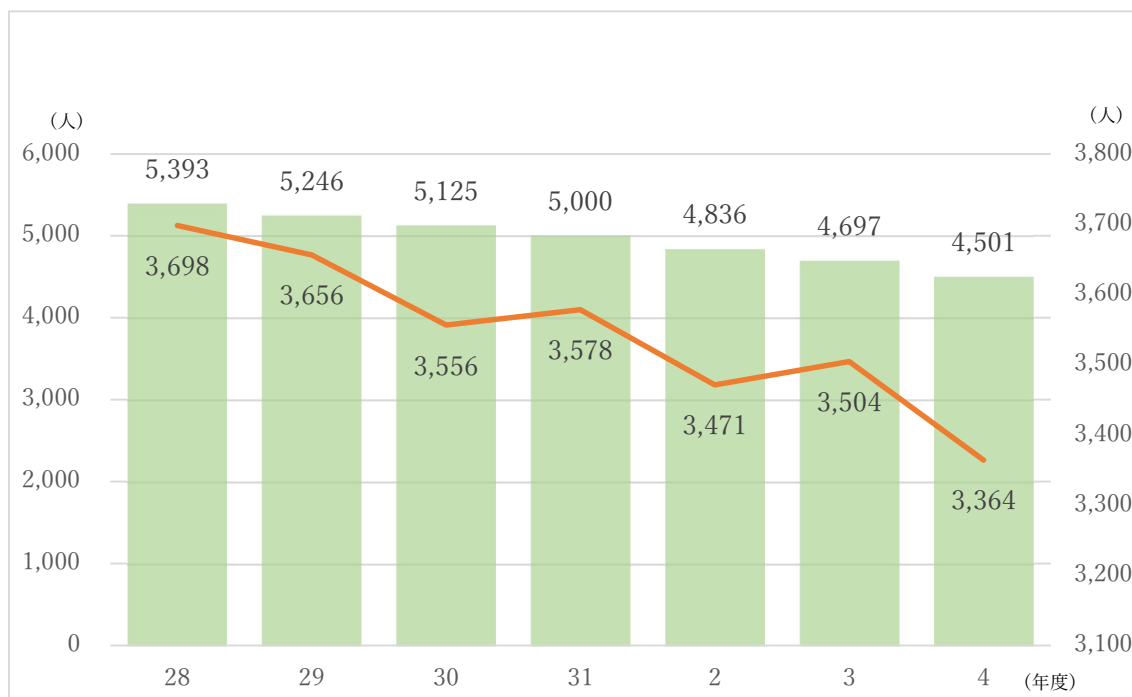
また、公立幼稚園では、域内児童数の減少に加え認定こども園への移行により減少傾向が続いている。

市内公立・私立保育所等利用園児数（4月1日基準 一部5月1日基準）

単位：人

提供区域	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
西条東部	利用園児数	1,851	1,868	1,859	1,875	1,866	1,908	1,863
	人口（0～5歳児）	2,740	2,719	2,700	2,636	2,591	2,522	2,444
	利用率（％）	67.6	68.7	68.9	71.1	72.0	75.7	76.2
西条西部	利用園児数	318	312	293	312	278	276	255
	人口（0～5歳児）	488	458	444	423	403	380	353
	利用率（％）	65.2	68.1	66.0	73.8	69.0	72.6	72.2
東 予	利用園児数	912	875	843	838	799	806	760
	人口（0～5歳児）	1,355	1,297	1,259	1,244	1,209	1,185	1,153
	利用率（％）	67.3	67.5	67.0	67.4	66.1	68.0	65.9
丹 原	利用園児数	314	307	295	287	280	280	268
	人口（0～5歳児）	436	413	387	358	334	345	319
	利用率（％）	72.0	74.3	76.2	80.2	83.8	81.2	84.0
小 松	利用園児数	303	294	266	266	248	234	218
	人口（0～5歳児）	374	359	335	339	299	265	232
	利用率（％）	81.0	81.9	79.4	78.5	82.9	88.3	94.0
利用園児数 計		3,698	3,656	3,556	3,578	3,471	3,504	3,364
増減		-	▲ 42	▲ 100	22	▲ 107	33	▲ 140
人口（0～5歳児） 計		5,393	5,246	5,125	5,000	4,836	4,697	4,501
増減		-	▲ 147	▲ 121	▲ 125	▲ 164	▲ 139	▲ 196
合計利用率（％）		68.6	69.7	69.4	71.6	71.8	74.6	74.7
増減（％）		-	1.1	▲ 0.3	2.2	0.2	2.8	0.1

市内公立・私立保育所等利用園児数と0～5歳児の人口



公立保育所等利用園児数

単位：人、箇所

年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
公立保育所・認定こども園	952	903	842	813	821	832	775
増減	-	▲ 49	▲ 61	▲ 29	8	11	▲ 57
施設数	11	11	11	11	11	11	10
公立幼稚園	304	274	246	237	136	93	81
増減	-	▲ 30	▲ 28	▲ 9	▲ 101	▲ 43	▲ 12
施設数	5	5	5	5	4	3	3
計	1,256	1,177	1,088	1,050	957	925	856
増減	-	▲ 79	▲ 89	▲ 38	▲ 93	▲ 32	▲ 69
施設数	16	16	16	16	15	14	13

(2) 施設の現状

現在公立保育所等は、保育所7施設、認定こども園3施設、幼稚園3施設で合計13施設となっている。(令和4年4月1日現在)

耐震状況については、13施設のうち10施設が新耐震基準により建築されている。3施設(小松東保育所、小松西保育所、小松幼稚園)が旧耐震施設であるが、いずれもSRF工法²により耐震補強を施工済である。なお、その内小松幼稚園については、令和3年度に耐震診断を実施し新耐震基準を満たしている。

公立保育所等建物状況

		建築年度	構造	新耐震 ・ 旧耐震	耐震診断 ・ 改修歴	耐用年数 満了年度	校区 (小・中)
保育所	禎瑞保育所	1986 (S61)	鉄筋 コンクリート	新	—	2033 (R15)	禎瑞・西条西
	東予北保育所	1995 (H7)	鉄筋 コンクリート	新	—	2042 (R24)	吉岡・東予西
	丹原保育所	1996 (H8)	木造	新	—	2018 (H30)	丹原・丹原東
	田野保育所	1990 (H2)	鉄骨鉄筋 コンクリート	新	—	2037 (R19)	田野・丹原東
	小松東保育所	1979 (S54)	鉄筋 コンクリート	旧	H30年改修済 (SRF)	2026 (R08)	小松・小松
	小松西保育所	1978 (S53)	鉄筋 コンクリート	旧	H25年改修済 (SRF)	2025 (R07)	小松・小松
	石根保育所	1981 (S56)	鉄筋 コンクリート	新	—	2028 (R10)	石根・小松
認定こども園	河北こども園	1985 (S60)	鉄骨造	新	—	2019 (R01)	三芳・河北
		2016 (H28)	木造	新	—	2038 (R20)	
	東予南こども園	2003 (H15)	木造	新	—	2025 (R07)	吉井・東予東
	国安こども園	1993 (H5)	鉄筋 コンクリート	新	—	2040 (R22)	国安・東予西
		2020 (R2)	木造	新	—	2042 (R24)	
幼稚園	ひまわり幼稚園	1980 (S55)	鉄筋 コンクリート	新	—	2027 (R09)	水見・西条西
	多賀幼稚園	1996 (H8)	鉄筋 コンクリート	新	—	2043 (R25)	多賀・東予東
	小松幼稚園	1980 (S55)	鉄筋 コンクリート	旧	H25年改修済 (SRF) R3年耐震診断	2027 (R09)	小松・小松

<耐用年数：木造22年、鉄骨34年、鉄筋コンクリート47年>

2 SRF工法：構造品質保証研究所が特許を持つ耐震改修工事の一つです。ベルト状のポリエステル繊維を包帯状に柱に巻き付け、柱を補強することで大きな地震を受けても鉛直方向に潰れないようにする工法で、包帯補強とも呼ばれています。

(3) 課題

- ①少子化に伴う就学前人口の減少から公立保育所等利用園児数は、減少傾向にある。
- ②保護者の労働時間に対応する保育時間の確保や支援の必要な児童への対応など多様化する保育ニーズに的確に対応していく必要がある。
- ③施設整備後の経過年数とともに建物の老朽化等が進んでおり施設修繕等の工事が必要となっている。

(4) 再編の基本的な考え方

①適正な施設規模の確保

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき設定している教育・保育提供区域（5区域）における、私立保育所等の配置状況等を踏まえ、教育・保育の量の見込みに応じた適正な公立保育所等の施設の規模の確保を図る。

②公立保育所等の機能強化

公立保育所等の再編により集約される人的・物的資源を効果的に活用し、教育・保育内容の充実や施設の長寿命化を図り、教育・保育環境の質の向上に努める。

③安全・安心な施設環境の確保

全13施設15棟のうち建築後40年経過が5棟、30年経過が3棟、20年経過が4棟、20年未満が3棟であり、半数以上の建物は、築30年を経過している。このため建物の老朽化や設備部分の経年劣化による改修などの整備が必要となる施設について、実情に応じた必要な対策を講じる。

【参考】「社団法人全国幼児教育研究協会 研究概要

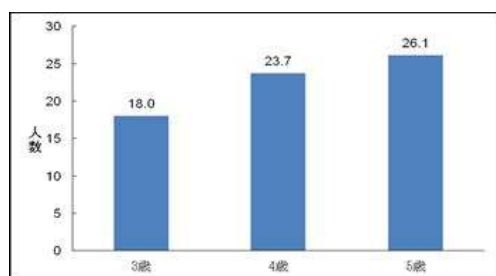
幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」より

【調査結果の概要】

1. 望ましい学級の人数についての分析

園長が求める学級の望ましい人数は、設置者によって異なっており、国立と私立は同程度であるが、公立はそれよりも少ない。また、設置者にかかわらず、学年とともに望ましい人数は増加する。

園長において各学年の最も回答割合の高かった人数層（5人ずつの人数で区分）と平均値



3歳「16～20人」（41.3%）平均18.0人
4歳「21～25人」（36.9%）平均23.7人
5歳「26～30人」（39.0%）平均26.1人

図1 学級の望ましい人数の学年別の平均値

【参考】「第2期西条市子ども・子育て支援事業計画」より抜粋

(略)

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとされています。

本市では、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定しており、第一期計画に引き続き西条東部、西条西部、東予、丹原、小松の5区域を設定します。

区域	小学校区
西条東部	西条、神拝、大町、玉津、飯岡
西条西部	神戸、禎瑞、橘、氷見
東予	壬生川、周布、吉井、多賀、国安、吉岡、三芳、楠河、庄内
丹原	丹原、徳田、田滝、田野、中川
小松	小松、石根

【参考】これまでの公立保育所等の再編



3 公立保育所等の再編の基本方針

(1) 公立保育所等の担うべき役割

少子化に伴う就学前人口の減少が見込まれる中、教育・保育の多様性確保の観点から私立保育所等の安定運営を優先し、公立保育所等は補完的機能を担う。

- ①教育・保育提供区域（5区域）における私立保育所等の配置状況等を踏まえ、区域ごとに格差のない教育・保育の量の見込みに応じた地域の保育等を担う。
- ②配慮や支援を要する児童の対応などを私立保育所等と連携・協力し就学前の教育・保育環境の充実を図る。

(2) 施設再編の方針

①幼保連携型認定こども園の設置を推進

公立保育所等において、園児数が減少すると見込まれる場合及び老朽化等により施設の維持が困難になる場合、国の方針に従い幼保連携型認定こども園への再編整備を進めていく。

本市の学校規模適正化に向けた取り組みの状況を注視するとともにおおむね各中学校区で1園程度、拠点となる公立保育所等を再編整備し、近隣公共施設との複合化も検討する。

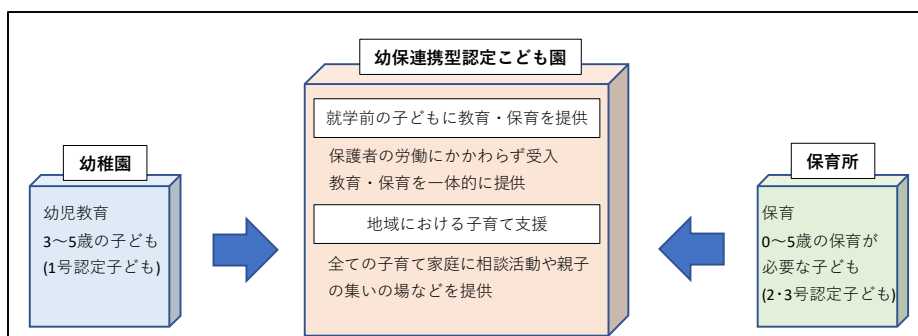
②適正な施設規模（園児数）の確保

園児数の減少により集団教育・保育が困難となった場合は、拠点となる公立保育所等に統合し、適正な施設規模（園児数）を確保する。

③民営化等による民間活力の活用

将来にわたり安定した運営が可能と予想される公立保育所等の民営化、指定管理者制度の活用を検討する。

【参考】 幼保連携型認定こども園（幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設）



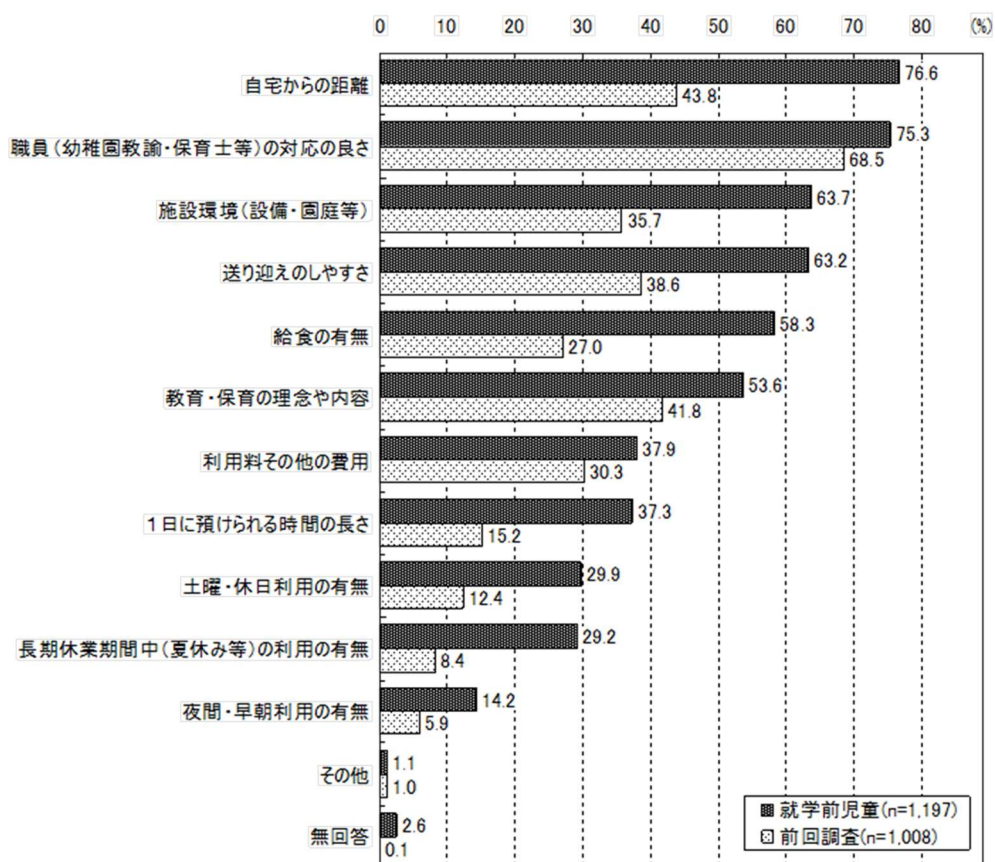
【参考】第2期西条市子ども・子育て支援事業計画より

平成31年1～2月実施「西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◆教育・保育施設等を選ぶときに重視すること

「自宅からの距離」が76.6%、「職員（幼稚園教諭・保育士等）の対応の良さ」が75.3%、「施設環境（設備・園庭等）」が63.7%、「送り迎えのしやすさ」が63.2%、「給食の有無」が58.3%、「教育・保育の理念や内容」が53.6%などとなっています。

前回調査と比べると、「自宅からの距離」や「施設環境（設備・園庭等）」、「送り迎えのしやすさ」、「給食の有無」など多くの項目で割合が高まっています。



(3) 施設再編の実現に向けた取り組み内容

①拠点となる公立保育所等の選定

教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みに対する適切な施設数、定員数等の調整を行う。

教育・保育提供区域における既存公立保育所等の今後のあり方について検討する。

②私立保育所等の将来の運営等について意向調査を実施

運営継続の見通しや教育・保育の量の見込みに対する提供体制について確認・把握を行う。

③公立保育所等の担う役割の明確化

適正な集団規模を確保すると同時に、教育・保育提供区域ごとに格差のない一定水準の教育・保育を提供できるよう公立保育所等が担う役割について検討する。

④民間活力の活用

公立保育所等民営化等の基準を検討するとともに、民営化等の可能性について確認する。

⑤再編計画の策定

保育所等利用園児の保護者や子ども・子育て会議での意見聴取、パブリックコメントの実施及び市議会への説明を行い再編計画を策定する。